

## ジュエディダイア・モースのインディアン改革計画

鶴月裕典

### 一 本稿の視角

会衆派教会の牧師ジュエディダイア・モース (Jedidiah Morse 一七六一年—一八二六年) は、一八二〇年にモンロー政権の依頼を請けてインディアン諸部族の視察旅行を実施し、その結果をジョン・C・カルフーン陸軍長官宛の大部な報告書にまとめた（以下、『報告書』と略）。カルフーンはモースに対して、『報告書』提出の目的を「インディアン文明化のための資金の今後の活用のため」と規定し、「様々な部族の実態を宗教、道徳、政治の観点から確認する」とこと、「インディアンとの交易の実情と白人商人の品性を示す事実の報告」および「既存のインディアン交易制度の改善策」の提示を強く求めていた。本文九八頁、付録資料四百頁から成るこの『報告書』は、かかる政府側の要求を十分に満たすものだったといえるが、問題なのは、

この『報告書』を執筆したモースの意図が必ずしも政府側の要求の枠内には収まらなかった点である。モースは「様々なインディアン部族を歴訪し・・・彼らの文明化と幸福の増進に最適の計画を編み出す」という目標を言明しているのだが、実際彼の『報告書』は建国以来の連邦インディアン政策を総括し、その問題点を辛辣に指摘するとともに、数々の大胆な改善策を提起している。この『報告書』には、モースの構想するインディアン（政策）改革計画が存分に展開されているのである<sup>①</sup>。

本稿は、かかるモースの『報告書』の分析を中心に、彼のインディアン改革計画を検討することを主たる目的としている。モースの主張と行動を吟味することは、形成期にある合衆国インディアン政策の特質やインディアン・白人関係のありようを炙り出す作業において一つの手掛かりを与えてくれると考えるが、特に本稿では、モースの発想に

において文明化と移住が如何なる関係のもとで関連づけられているのか、即ちモンロー政権下で本格化するインディアン移住政策とモースの提案との関係を明らかにすべく努めたい。

モースに言及した研究は少なくない。例えば、R・H・ピアスやR・ミークは建国期アメリカ知識人へのスコットランド啓蒙哲学の影響という脈絡の中でモースに言及しているし、初期インディアン政策についての優れた著作においてB・W・シーハンは、彼の言う「ジェファソンの博愛主義」の流れの中にモースを位置付ける方向を提示している。またインディアン政策史研究の大家F・P・ブルーハは、モースの活動を「インディアン文明化活動への政府と伝道師の合同努力」の典型と見なしている。さらに、聖職者としての地理学者としての社会改良運動家としてのモースの多彩な活動と思想の全体像を描こうとする、J・W・フィリップスの研究も存在する。しかし、管見の限りではモースとインディアン（政策）との係わりを真正面から追究した試みは存在しないのが現状といえる。その意味で本稿は上述の視角を多少敷衍すれば、モースという一人の人物の発想と行動の吟味を通じて、形成期のインディアン移住政策を照射し直すささやかな試みといえよう。<sup>②</sup>

以下では、先ず視察旅行に至るまでのモースのインディ

アン文明化との係わりを確認した後に、『報告書』の内容を検討し、最後にモースのインディアン改革計画とインディアン移住政策との関係について考察したい。

## 二、モースとインディアン文明化

モースは、一七六一年にコネティカット植民地のウッドストックで生まれ、一七八三年にイェール大学神学部を卒業して一七八九年に会衆派教会の牧師資格を得た後、三〇年間にわたりマサチューセッツ州チャールズタウンの第一会衆派教会の牧師として過ごした。しかし、彼はその間教会に引きこもって外界と接触を断っていた訳ではない。それどころか彼は、正統派カルヴィニストとして教会内の保守派を代表しつつユニテリアン主義攻撃の急先鋒として活躍する一方、ニューイングランドにおける第二次信仰覚醒運動の展開にも重要な係わりをもった。

即ち彼は、「ニューイングランド宗教冊子頒布協会」(New England Tract Society 一八一四年)や「アメリカ聖書協会」(America Bible Society 一八一六年)の設立を援助し、一七八七年に結成された「北アメリカのインディアンなどへの福音書普及協会」(Society for Propagating the Gospel among Indians and Others in

North America 以下、SPGIと略)の事務局長(会員となったのは一七九二年)や「スコットランド・キリスト教知識普及協会」(Society in Scotland for Propagating Christian Knowledge 以下、SPCKと略)のアメリカでの活動の監督責任者を務めた。また彼はアンドーヴァー神学校(一八〇八年)の設立者の一人となり、同校の卒業生を中心に一八一〇年に結成された「アメリカ海外伝道協会」(American Board of Commissioners for Foreign Missions 以下ABCと略)の諮問委員(一八一一年)として活躍する一方、ABCの機関誌『ミッシヨナリ・ヘラルド』の前身として位置付けられる『パノプリスト』(Panoplist)の編集責任者(一八〇五—一〇年)を務めた。同時に彼は植民地時代と独立革命の歴史書を執筆するとともに、一般向けの地理学教科書の出版を行い、その一方でフェデラリスツ擁護の文筆活動も盛んに行った。

こうした多彩な活動の中で、モースはインディアンをいかに認識し、インディアンとどのように関わったのか。彼がどの時点からインディアンに関心を抱くようになったかは判然としないが、彼のインディアン認識は、初期の著作から窺い知ることができる。モースは、一七九〇年に出版されたアメリカ版『百科全書』第一巻で「アメリカ」の項

目を担当したが、そこでインディアン<sup>3</sup>の解説にかなりの紙数を割いて自らのインディアン認識を披瀝している。彼は、インディアンは素朴な民であり富や贅沢によって墮落させられることもなく、自由を愛し平等を重んじる一方で、同胞中の知恵と経験ある者を誇る点を強調して、彼らが生まれながらにしてヨーロッパ人に劣る訳ではないと主張する。モースによれば、現状におけるインディアン<sup>3</sup>の劣等性は環境の産物として説明される。「インディアン<sup>3</sup>の性格は、彼らの置かれた環境と生活様式に根差している。絶えず不安定な形で生活の糧を得ることを強いられ、野生の獣を狩って生活し、総じて隣人との戦争に明け暮れる人々は、歓楽の気質とか高尚な精神の流出を享受するとは考えられないのだ。」

モース自身も明言するように、かかる環境決定論に基づくインディアン認識は、スコットランド啓蒙思想の影響を反映したものだ<sup>3</sup>。周知のようにスコットランド啓蒙思想は、建国期アメリカの知識人たちに知的基盤を提供した訳だが、スコットランド啓蒙思想家たちの環境決定論と進歩史観に基づいた人間社会の歴史理解は、取り分け「未開人」たるインディアン理解において強烈な影響力を有した。中でも『アメリカ史』(一七七七年)を著したウィリアム・ロバートソンは大きな役割を果たした。彼は環境、特に生

活様式の変化に基づいた歴史発展四段階論（狩猟・牧畜・農業・商業）により人間精神の歴史を叙述しようとしたが、アメリカ・インディアンの生活に原初的な人間社会の姿を見いだして次のように述べた。「アメリカにおいては、人間が暮らす中で最も粗野な形態のもので人間が存在している。我々は正に結合し始めたばかりの社会をそこに見るのであり、社会生活の幼年期にある人類の感情と行動を検討し得る。」無論、ジェファソンを始めとするアメリカの知識層はロバートソンのインディアン認識に無批判的に盲従した訳ではない。しかし、環境決定論と進歩史観から人間社会の発展を理解し、インディアン社会を「未開」Ⅱ「文明」<sup>5)</sup>社会の出発点として捉える姿勢を引き継いだといえる。

当時の知的風土を性格づけた啓蒙思想は、押しなべて人間性の普遍性や自然法に沿う人間理性の力の信奉から、人類単一起源説を生み出した。モースがインディアンの生得的劣等性を否定するのもこのためである。アメリカの知識人たちは、このようにインディアンと白人の人間としての基本的対等性と現実における（白人が知覚する）インディアンの劣等性との齟齬を、環境決定論と進歩史観から説明する一方、インディアンの改革可能性Ⅱ文明化の実現可能性を確信した。『報告書』において、モースは「彼ら「インディアン」は我々人類の知的で高貴な一部であり、

道徳的・知的向上の大変な力を持つ・・・彼らは我々と同じ性質と起源と血を持つし、我々と同じ位強力な知力を備え文明化への能力を持つ」と断言している。<sup>6)</sup>

ここで注意すべきなのは、インディアン文明化の可能性の追求が、極めて観念的なインディアン像に基づいて行われたこと、またそれが本質的には現実のインディアンの救済を第一義の目標とするよりも、アメリカ白人の自己弁証という性格を強く帯びた点であろう。環境決定論は、人間の対等性を正当化すると同時に人種間の不平等をも確証する可能性を秘めており、事実ビュフォンやド・パウラフランスの啓蒙思想家たちは、環境決定論の立場からアメリカ退化論を唱えた。彼らは、新大陸の土着動物の体軀の小ささと種の少なさ、ヨーロッパから持ち込まれた動物の退化の原因を新大陸の劣悪な環境に求めるとともに、インディアンもその環境のために体軀、体力、精神力、知力、家族愛など様々な点で白人に劣るとした。この理論は、ヨーロッパから新大陸へ移住した人間の退化という予想と不可避的に結び付けられたから、アメリカの知識人にとってはその理論への反駁は緊急課題となった。それ故、現状はともかく少なくとも潜在能力ではインディアンが白人と対等であり、文明化され得ることを実証することが必要となったのである。モースのインディアン認識が——政治的立場

の相違を越えて——アメリカ知識人共通の了解を示す理由もここにある。

ワシントンが一七九一年の教書でインディアン文明化の実験を呼びかけて以降、連邦政府はインディアン諸部族との条約や通商交易法など諸法令において文明化の資金援助を規定し、文明化の必要性の意思表示を繰り返した。文明化はインディアン担当官の任務の一環として位置付けられ、一七九六年に設置された政府直営のインディアン交易所にもインディアン・白人間の摩擦防止という目的と同時に、文明化の媒介としての役割が期待された。しかし、文明化作業を具体的に推進したのは、連邦政府ではなくて福音主義的プロテスタント諸派の伝道協会だった。世紀転換期の第二次信仰覚醒運動を契機に生まれた新たな伝道精神に基づいて、一八世紀末からインディアンへの伝道活動は次第に活発化していった。先述のように、こうした背景の中でモースはSPGIの事務局長としてインディアン伝道に本格的に係わることになる。会衆派教会により設立されたSPGIは、当時の他の伝道団体と同様に、信仰の唯一の基準たる聖書の頒布を最大の目的とした。しかし、聖書の頒布による改宗の促進という方策は極めて楽観的であり、実際、SSPCKの依頼で行った、ニューヨーク諸部族への伝道の実地調査により、モースは従来の方策が効果

のないことに気づかされた。キリスト教信仰への改宗は福音の普及と文明化の優先順位については、伝道協会間でも協会内でも論争があったが、現実にはこの二つは渾然一体となつて追求されたのであり、具体的には伝道師たちは学校設立による初等教育と農業・手工業教授を行うことで、(狩猟地の削減により伝統的生活形態の維持が次第に困難となる)インディアンの中で一定の評価を勝ち取ることになる。

モースが、テネシー州の長老派教会牧師ギデオン・ブラックバーン(Gideon Blackburn)のチェロキー族への伝道活動と会衆派教会牧師ジョゼフ・バジャー(Joseph Badger)のワイアンドット族への伝道活動を高く評価したことは、モースのインディアン文明化を巡る発想の転換を示している。ブラックバーンとバジャーは、子供に関心を集中しつつ農業と手工業の教授を行い、それを通じてキリスト教信仰と英語を注入してキリスト教文明をインディアンに伝達することを目指した。『パノプリスト』誌上で二人の試みを喧伝したモースは、特にチェロキー族の文明化の目覚ましい進捗ぶりを見て、児童教育を軸とした文明化の妥当性を確信するとともに、ブラックバーンらが金銭難から挫折したことから、確固たる財政基盤の重要性を痛感して

モースは、一八一〇年にABCが設立されるとその諮問委員として、当初はアジアへの伝道に意欲を見せたこの組織がインディアン伝道——特に南部インディアン——に精力を振り向けるよう促し、一八一六年にはサイラス・キングズバリ (Cyrus Kingsbury) がテネシー州ブレインードにチェロキー族のための学校を開設することを可能とした。教会を併置したこの学校では、農業・紡織・裁縫・英語の教授が行われ、インディアン文明化のモデル校として様々な伝道協会を刺激した。<sup>⑩</sup>

ABCを始めとする伝道協会がインディアン文明化に本格的に乗り出した背景には、連邦による伝道協会への支援の強化が存在した。一八一二年戦争期のインディアン戦争の結果、北西部と南部の双方でインディアンの武力抵抗は峠を越し、大幅な土地奪取が実現した。この事態をうけて連邦政府は、文明化の推進によるインディアン「問題」(白人への安定的土地開放とインディアン保護を同時に果たすという課題)の解決を真剣に期待し、一八一九年には連邦議会で年間一萬ドルの文明化資金が設立された。文明化資金の設立を巡っては、文明化に反対する勢力との間で対立が存在したが、それだけに連邦政府が反対を押し切つて資金設立に成功したことは、実際の援助額以上に伝道協会にとつては励みとなった。つまり伝道協会の試みが連邦

の權威によって正式に裏付けられたからである。教会信徒との摩擦もあったとはいえ、モースが一八一九年に説教壇を離れてインディアン文明化活動に専心した背景にはかかる状況の変化があった。南部インディアン文明化の進捗に自信を抱いた彼は、北西部インディアンも含めた全インディアン文明化を構想し、そのプラン作成のために、連邦政府の資金協力を受けて、一八二〇年五月諸部族視察のためニューヘヴンの自宅を旅立ったのである。<sup>⑪</sup>

### 三. モースのインディアン改革計画

『報告書』においてモースは、先ず序言とカルフーン長官による委任状を掲載した後、視察旅行の概要を記述し、それに続いて「合衆国内のインディアン諸部族の名称と人口と居住地」を解説する。各州・各領地・未組織部分毎の説明は、巻末の統計資料と併読すれば、当時のインディアンの関する情報の程度と正確さを判断する重要な史料となる。この後で、モースはインディアン交易の現状とその改善案を詳述し、さらに「全般的所見と提案」においてインディアン改革計画を展開している。提案内容は多岐にわたるのだが、その趣旨は以下の四点にまとめられる。

【当為としての文明化】先述のようにモースはインディア

ンと白人の人間としての対等性を主張し、インディアン  
 文明化能力を力説した。しかし重要なのは、かかる基本認  
 識が現状におけるインディアン自体の保護には直線的に結  
 び付かない点である。彼は述べる。「国法に従えば、連邦  
 政府はインディアン領への司法管轄権とその土地を処分す  
 る独占的権利を有しており、その必然的結果として、全イ  
 ンディアンが従属的立場にある。彼らは限られた程度でし  
 か自治の特典を持たないし、譲渡可能な財産も持たな  
 い。」モースは、インディアン土地への権利は単なる占  
 有権にすぎず、自治権も限られたもので究極的主権は連邦  
 政府に存すると理解するのである。

しかし、それならば何故インディアンは救済される必要  
 があるのか、モースは論を進める。「インディアンは人知  
 の様々な分野や聖書、そこに現れる人間の唯一の救世主に  
 ついて無知である。彼らは弱く滅亡寸前である。我々は強  
 く神の加護に与かっており、彼らを扶養し安らがせ救うこ  
 とができる・・・彼らは、啓蒙化された公正なキリスト教  
 国家としての我々の品性と世評に非常な重要性を持つ要求  
 を行っている。彼らが事実上放棄するもの見返りに、彼  
 らには自らが保有を許される権利として、我々の名譽と正  
 義と保護を期待する資格があるのだ・・・彼らは政府の  
 『子供たち』として、親切で温情主義的な処遇、彼らとの

あらゆる交際における正義、有用な技術と科学と我々の宗  
 教の原理原則と本分の教育を受ける権利を持つ。」そして、  
 「最終的には徐々に自由民の地位に引き上げられて合衆国  
 市民の権利及び特典全てを享受する権利を有するのだ。」

つまりモースはインディアン文明化をインディアン・白  
 人間の権利・義務関係として捉える。文明化は、キリスト  
 教徒としての国民と親としての連邦政府の当為と意識され  
 るのである。モースにとってキリスト教文明の拡大は白人  
 による領土膨張は不可避かつ正義であり、土地占有権を有  
 するのみで、評価すべき文化も持たない狩猟民の滅亡も不  
 可避の事実だった。インディアンはそのインディアン性を  
 放棄することによってのみ救済され得るのだし、その行為  
 を援助することがキリスト教文明の義務なのだった。

【移住と隔離】モースは、現住地での文明化の妥当性に懐  
 疑的な南部諸州が次第に自州内からのインディアン排除を  
 ミシシッピ川以西への移住を求める傾向に反対した。南部  
 諸部族は「現住地で教育され、市民の身分と特典を享受し、  
 国民大衆に融合されるのに好都合な環境と条件の下にある・・・  
 ・これら部族に対して、連邦政府がインディアンの完全な  
 文明化の実現を図る実験を行うことを期待する」と彼は述  
 べている。しかし南部諸部族にとっては移住が文明化の阻  
 害要因になるとする一方で、モースは北西部諸部族につい

ては異なる意見を述べる。北西部ではインディアンを教育する努力を「低俗で墮落した白人たち」が妨害するのを経験が証明している。モースは、人口も少なく政治力にも乏しい北西部諸部族は、集住させて白人との接触から隔離されるべきであり、そのためにインディアンが自発的に移住し得る植民区を設立すべきだとした。「この地域『ミシガンのアッパー半島とウィスコンシン』をインディアンのために保留し、ここに住むことを選択する様々なインディアンを一つに纏めて教育し市民とし、やがては連邦の他の州や領地と対等な特典を認めるといふ実験を行うのです。」

モースは、チェロキー族やチャクトー族の間での、伝道師と教師の在任というABCの活動を評価して、「教導家族」(Education Family)を全米一〇の箇所に設置することを提唱する。教導家族とは、牧師を核とした教師、農業指導者、鍛冶屋・大工などの職人、家内工業や家事の指導者、医師の家族共同体から成り、政府から生計を保証される以外は無給とされ、文明生活とキリスト教信仰の模範を示してインディアンに同化の準備をさせることを目的とした。さらに彼は教導家族を媒介とする文明化が進めば、「次に兩人種間の婚姻を一般化しよう。そうすれば政府が視野に収める目標は完璧に達成されよう。彼らは文字通り我々と一つの血統となり、国民に融合されて絶滅から救わ

れるだろう」と力説するのである。つまり彼は、隔離による文明化を推進し、最終的には人種間結婚によりインディアンの白人社会への統合を達成することを展望したのである。

【インディアン政策の改革】「インディアン側に政府や宗教団体によって提供される教育の慈善的申し出を受け入れる意志が高まっている」事態は、政府の側での相応の方策を求める、とモースには理解された。彼にとって、当為としての文明化を実践するためには、従来のインディアン政策は極めて不十分かつ不完全なものであり、「インディアンに関係する作動中の既存制度全てを廃棄」して、「現在進行中の大変化に見合う制度」を構築する必要があった。彼は時代錯誤的・非効率のとなった官職の廃止や財務改革も訴えているが、彼の改革案の要点は、制度改革よりもむしろ人間改革だった。彼の主張は、「インディアンに関係する公職に善良な人物を任命すること」につ着るのである。即ち彼は全ての軍隊皆に教導家族が配置されることを要求する。これにより「適切な統治と支配」のための「後見の権威」が実現するからである。

軍隊皆への教導家族の配置には別の目的もある。「インディアンとの健全で模範的な交際を軍隊に準備させるのに必要な道徳的・宗教的教育を軍隊に施す」ことである。現



状の砦が「インディアンに墮落の実例を示し、我が国の守り手たちの力を酷く弱めて、嘆かわしい状態」にあるからだった。同時にモースは、「インディアン監督官と担当官と副担当官、その他の政府職員は、職務権限と影響力全てをインディアンを援助すべく用いるために、教導家族の構成員であるか教導家族と密接に関係したり友好的である人物たるべし」と主張する。これにより、財政的節約が図られると共に、教導家族の私的影響力を公的影響力に転化して「有用な知識をインディアンに広める夥しい回路が拓かれる」ばかりか、政府は忠実で清廉な職員を得るのだった。

他方モースは、酒類規制や悪徳商人排除の不徹底という理由から、現状の政府直営交易所制度の廃止を訴えて二つの提案を示している。第一は、政府による特許状によりインディアン交易を単一会社に独占させ、この会社の年間利益の一部を、文明化の資金に充てるという案。第二は、既成の交易免許状制度を踏襲しつつ、インディアン地方を幾つかの交易区に分割の上で四〜五人の商人に各地区毎に交易村を組織させるという案である。モースは、かかる交易村に教導家族を配置して文明の実例展示場とするよう要求している。またモースは、交易改革と並んでインディアンのための高等教育機関の設置も推奨する。インディアン土地の売却代金により政府が建設するインディアン大学で

ある。この大学の目的はインディアン教員の育成であり、運営にはABCが当たるが、いずれは海外の異教徒にも門戸を開放する、とモースは述べている。

【改革の支援団体】モースは以上の改革を推進するために、政府に助言を与え、「政府の目となり、未開の荒野において重要な目的を遂行して開拓者や探査者の役割を果たす」全国組織の設立を構想した。モースはこの組織を「合衆国内のインディアン諸部族の文明化と全般的向上を促進するためのアメリカ協会」(American Society for Promoting the Civilization and General Improvement of the Indian Tribes in the United States: 以下、AS と略)と名付け、『報告書』にその規約と役員就任予定者の一覧表を収録して、政府の資金援助を求めている。規約によれば、総裁には合衆国副大統領、後援者にはジェファソンやジョン・アダムズなど歴代大統領、副総裁には政府閣僚と州知事・領地総督、会員には国内全ての聖職者と国会議員、軍隊将校、インディアン担当官の就任が要請される筈だった。事務局長にはモース自身が就き、五ドルの年会費を支払えば誰でも会員になれた。前文でASの目的は、「この慈悲深い作業『文明化』に従事する資格と意志を持つ識者の叡知と才能と行動力を結集し、この作業の成就を先導する責任ある官職にある人々の支持と援助を得る」こ

とと宣言された。規約第二条において、インディアンの歴史や実情の調査を始め、文明化のために「行い得る全てのこと」を為すと明言されたが、実際のところモースは、政府に対する圧力団体と一般社会に対する啓蒙団体の役割を、つまり官民一体となってインディアン文明化に邁進する先導役をASに期待したといえる<sup>19)</sup>。

『報告書』でモースはAS総会を一八二二年一二月にワシントンで開催すると呼びかけた。しかし、総会が実際に開かれたのは一八二四年二月になってからだった。ジェファソンを始め、モースが就任を望んだ役員候補者はカルフリーンとジェイムズ・マディソンを除けば悉く辞退していた。総会の出席者は殆どおらず、病床に伏せるモース自身、ABC事務局長のジュレミア・エヴァーツ (Jeremiah Evarts) を代理に立てざるを得なかった。同年中にモースは第一回年次報告書を発行し、それを国内関係各所に送付したが、抄々しい反響はなく、ASは自然消滅することになる<sup>20)</sup>。

#### 四・移住と文明化

序章で述べたように、モースの視察旅行に対して連邦政府は五〇〇ドルの資金援助を行うとともに、文明化資金の

有効的活用法の調査を中心に様々な指示を与え、『報告書』の提出を強く求めていた。一八二〇年暮れまでに草稿を書き上げたモースは、直ちにワシントンに赴いてカルフリーンにその旨連絡をとった。彼は、自らの提案が公式の政策に活かされることを切望したが、草稿が下院インディアン問題委員会に提出されたのは翌年になってからだったし、結果的に同委員会は草稿の出版すら認めなかった。失意のうちにニューヘヴンに戻った彼は、一八二二年六月に自費で『報告書』を出版した。

ASの活動が麻痺状態に陥る中で、一八二四年に下院インディアン問題委員会に文明化資金の支出停止を求める法案が提出されると、モースはABCとともに支出停止阻止の運動を行った。エヴァーツがチェロキー族のデイヴィッド・ブラウンを伴って、連邦による文明化援助の継続要求のために東部各都市を遊説する一方、モースはABCによる連邦議会宛の請願書を起草した。この請願書には、モースの年来の主張が繰り返されている。請願書は先ず、インディアンの公民的・道徳的・宗教的向上への無視や無慈悲な土地や毛皮の奪取、残忍な絶滅戦争や邪悪で無節操な白人による悪徳や疾病の影響を「国民的罪」として捉え、悔い改めない有罪者に「公正な神の審判」が下される日は近いと警告する。そして、「インディアン諸部族に文明とキリス

ト教信仰の祝福を様々な形で広めること」のみが、「神の許しと好意を得る唯一の手段、我が国民性を高め世界の目に模範として映す唯一の方法」であり、その作業においては「政府の目的と本協会の目的は一つであり、実のところコミュニティ全体に共通なもの」と力説する。さらに請願書は、白人人口の拡大という不可避の事態を前にした狩猟民族インディアンには、「徐々に文明化されるか、次々と滅びていくかの何れか」の道しかない」と断定するのである。文明化の具体的手段として請願書は、教導家族の移植やインディアン大学の開設、インディアン交易の改革など『報告書』に沿った提案を繰り返す。また、移住についてもその必要性を提起しているのだが、この点では『報告書』から多少の変化が見られる。「北部と南部の好位置の魅力的な領地（一つは北部インディアンのための、もう一つは南部インディアンのための）に、現在は散開し白人居住地のただ中で減少しつつある部族や文明化される意志のある境界地方インディアンを集住させ、小規模ではあるが精鋭の軍隊の保護の下に教導家族を移植するのである。これらは将来、タウンや都市、さらに州や完全な文明の萌芽を形成するだろう。」南北に将来の州への昇格を展望したインディアン植民区を設立するという主張は、モース自身にとってもABCにとっても、これが最初で最後のものでは

り、南部植民区の提案の背景には、インディアン移住を要求する南部諸州の有和を図ることで、文明化資金廃止を食い止める意図があったと考えられる。議会で文明化資金の存続が決定された後、モースは一八二六年の死去に至るまで、北西部植民区の設立を要求し続けることになる。

一九世紀のインディアン政策には、ブルーハが力説するように、「政府と伝道師たちの合同努力」が——政教分離原則を蔑ろにするかのように——通奏低音として流れていたのは事実である。しかし、その合同努力の目的や意味は、両者共通のものとは限らなかつたし、まして「コミュニティ全体に共通なもの」ではなかつたのである。

建国以来の連邦インディアン政策は、インディアンからの土地獲得による領土拡張⇨国民への安定的土地開放の促進を最大の課題とした。しかし、弱体化合衆国の国力や新生共和国としての国家的体面、そしてインディアンによる激しい武力抵抗を前にして、建国期の国家指導層は全面的征服戦争は断念せざるを得なかつた。インディアン・白人間の軍事衝突を回避しつつ、如何にして秩序ある領土膨張を達成するか。この課題への答えが、ワシントン政権下で確立されたインディアン条約制度だった。個々の部族を占有権に基づいて土地に権利を有する外国⇨主権国家と見なし、土地割譲条約による有償購入により土地を獲得する方

針である。条約制度導入には、インディアン関連事項を連邦の独占管理下に置き、州による無秩序な領土拡大を統御する意図もあった。しかし、条約制度により連邦政府は極めて困難な立場に置かれた。白人の土地獲得欲求の充足とインディアンの条約上の権利保護を同時に達成するという立場にある。<sup>23)</sup>

この課題を果たすために、連邦政府は分離と統合という二面作戦を採った。前者は、連邦権力により条約や通商交易法の遵守を強制して、インディアンと白人の居住地の分離の徹底を図る方策。後者は、インディアン文明化を推進することで、インディアンを農民化し、余剰地を獲得する一方インディアンを白人社会への同化・統合を図る方策である。かかる二面作戦は、インディアンからの土地獲得がミシシッピ川以東地域で緩慢に進展する限りは、さしたる矛盾なく推進されるかにみえた。しかし、第二章でも触れたように一八二二年戦争の結果土地獲得が大幅に進むと隘路にぶつかる。北部でも南部でも州や領地の中に飛び地として残るインディアン領は、当該州・領地の発展の障害物として、その排除が要求されたからである。つまりインディアンを漸進的に西へ駆逐して新たな境界線を画定するといふ従来の分離の方策が説得力を失ったのである。一方、文明化も二つの意味で意図した成果から逸脱しつつ

あった。第一には文明化の進行が極めて緩慢だったこと。第二には、一部の部族——特にチェロキーなどの南部諸部族——の急速な文明化が、同化・統合という路線ではなくて、文明化による部族主権の確立・支配領域の固定永続化という路線を示し始めたことである。<sup>24)</sup>

先述のように連邦政府は、一八一九年の文明化資金設立に現れたように、文明化による統合という方策を支持した。だからこそモースに文明化資金の有効的活用法につき調査を依頼したのだった。周知のように、ミシシッピ川以西へのインディアン移住は分離の客観的条件は一八〇三年のルイジアナ地方購入により既に整っており、実際にチェロキー族や北西部諸部族の一部は移住を行っていた。しかし、これはあくまで自発的な移住であり、伝統的な狩猟生活を西部において平行移動的に継続することが目的だったといえる。モンローは予てより農耕民族の狩猟民族に対する優越、後者が前者に土地を明け渡す義務を公言していたし、一八一七年一月の上院公有地委員会報告書は土地交換条約の締結に基づく東部インディアンのミシシッピ川以西への移住を提案していた。しかし、モンローは分離と統合をあくまで切り離して議論している。つまり東部での文明化か、西部における伝統的生活の維持かという選択をインディアンに促したのである。<sup>25)</sup>

かかる連邦政府の姿勢が明確に変化したことを、一八二四年の大統領年次教書と翌年一月の特別教書が示している。これらにおいてモンローは、分離<sup>11</sup>移住と統合<sup>12</sup>文明化を整合させるのである。即ち、一八二〇年代に入って俄にジョージアなど南部諸州が自州内からのインディアン排除要求を先鋭化させ、連邦との対決姿勢を強める事態を前にして、モンローは移住を文明化の先行要件として捉えることで、東部諸部族全体がミシシッピ川以西に移住することを提起し、移住地においてインディアンが連邦の保護下で領地を組織することを提唱するのである。ここに至って、分離の論理と統合の論理は一体化された。モンロー政権と次のJ・Q・アダムズ政権はこの一体化をあくまでインディアンの説得を通じて達成しようとしたが、やがてジャクソン政権は国家権力によりこの一体化を暴力的に強制することになる<sup>26</sup>。

モースにとって移住は文明化の阻害要因として意識された。従ってインディアン領地は、白人居住地内で文明化を促進するための防御装置、白人の侵害を遮蔽するための集住隔離・保護装置として構想されたのである。彼はインディアン迫害を「国民的罪」と捉え、白人社会と連邦政府に道徳的改心を迫った。その意味でインディアン文明化は、同時に白人社会の良心の覚醒を促す伝道活動だったともいえる。

モンローの教書やカルフーンの一八二五年一月の報告書には、モース提案の影響——特に分離<sup>11</sup>隔離による統合の推進という発想——が少なからず認められる。しかし、白人への安定的土地開放を至上命題とする連邦政府にとって、白人の道徳的覚醒<sup>12</sup>土地獲得要求の放棄を前提とするモースの改革案は受容不可能なものだった。ASの役員就任の辞退を伝えるジェファソンの手紙は、その点を如実に語っている。彼は政府外の組織が政府の政策に干渉する悪弊をフランスのジャコバンを引き合いに出して非難し、既にインディアン文明化に向けて政府が努力している以上、「傍流の力」は必要無しと断定し、「この車輪の中の車輪「AS」は援助よりも衝突を招きかねない」と警告したのである<sup>27</sup>。

## 五. 結びにかえて

モースの改革計画は連邦政府に採用されず、モースを始めABCその他の伝道協会は現住地でのインディアン文明化を推進し、連邦政府による移住要求に抵抗した。一八三〇年インディアン強制移住法の制定を巡っては、モースの志を引き継いだエヴァーツがABCの組織力を背景に、広範な反対運動を展開することになる。この意味では、伝道

協会による文明化活動は政府による政策の障害となつたのであり、政府による財政援助も悉く打ち切られた。但し注意すべきなのは、モースにしろエヴァーツにしろ彼らが反対したのは実は移住そのものではなかつた点である。確かに彼らは政府の主張する東部からの諸部族移住に反対した。しかし、それは現状での移住が文明化の成果を破壊すると認識されたからであつて、もし移住が政府の主張の通り文明化の促進手段となり得れば、移住に賛成したのである。一八二六年にエヴァーツが、アダムズ政権のジェイムズ・バーバー陸軍長官 (James Barbour) の提唱した、西部における移住諸部族の恒久的領地設立に賛成したことがそれを示している。結果的にエヴァーツは議會審議を傍聴する中で政府の態度の曖昧さに疑念を抱き、一八二八年を契機に強硬な移住反対論者となるのだが、彼が領地設立を前提にした移住に一旦は賛成した事実は、彼の目的がインディアンをインディアンとして保護することではなくて、インディアン<sup>②</sup>の文明化、インディアン<sup>③</sup>の非インディアン化であつたことを如実に物語つてゐるといえる。

言うまでもなく、この点はモースについても同様だつた。第二章でも触れたように、彼にとつてのインディアンは極めて観念的な存在だつた。彼らは「人間が暮らす中で最も粗野な形態の下で」存在する「未開人」であり、文明の進

歩の前に滅びる定めの文化を持つ異教徒だつた。そうしたインディアンをキリスト教文明を鏡として改造することは、「我々人類の知的で高貴な一部」を滅亡から救済する唯一の手段であると同時に、キリスト教文明の先進性や至高性、正当性を例証する方策でもあつた。一八二三年にモースの『報告書』を論評した『北アメリカ評論』掲載のある論説は、この点を次のように辛辣に皮肉つてゐる。「我々は、インディアンが消え去ると嘆く。我々は現在の生き残りを保護する手段を講じるだろう。だが、我々が保護するのは一体何なのか・・・」保護の対象が言語でも宗教でも生活習慣でもないとなれば、つまるところ銅色人以外には何も残らないのだ・・・モース師は人種混交に明らかに賛成する。原住民の習慣を溶解し子孫が白人同然になるのがその利点だといふ。それは結構であるにせよ、その間にインディアンはどうなるのか。この進路の効能は、インディアンの消滅を加速することなのだ。」

連邦インディアン政策に大幅な変更を迫るモースの改革計画は、政府と伝道協会のインディアン文明化の実践方法を巡る差異を明確化した。特に白人による露骨な土地奪取要求やインディアンの権利侵害への非難は、移住問題を巡る政府批判の論拠を提供することになる。しかし、インディアンの非インディアン化、「インディアンの消滅」といふ

文明化の目標は、政府と伝道協会共通のものであった。それ故に、一八三〇年代に入りインディアン移住が強行されると、ABCを含めた各種伝道協会は移住反対の主張を次第に弱め、終にはインディアンの後を追って西部へ移動し、政府の財政援助を受けつつ文明化作業に専心することになる。そして、インディアン領地設立による文明化の推進というモースの発想は、メソヂヤン教会伝道師マイゼット・マッコイ (Isaac McCoy) に代表し、西部部のインディアン領地設立運動に受け継がれていくことになる。<sup>(8)</sup>

註

- (一) Jedidiah Morse, *A Report to the Secretary of War of the United States, on Indian Affairs*, New Heaven, 1802, (以下『モース報告』), pp. 9 and 11.
- (二) Roy Harvey Pearce, *The Savages of America: A Study of the Indian and the Idea of Civilization*, Baltimore, 1953, 1965; Ronald L. Meek, *Social Science and the Noble Savage*, New York, 1976; Bernard W. Sheehan, *Seeds of Extinction: Jeffersonian Philanthropy and the American Indian*, New York, 1973; Francis P. Prucha, *Great Father: The United States Government and the American Indian*, 2 vols. Lincoln Neb., 1984, I; Joseph Wilson, "Jedidiah

Morse: An Intellectual Biography," Ph. D. diss., Univ. of California, Berkeley, 1978.

- (三) ヤークの『叢書』 Arlene Hirschfelder & Paulette Molin, *The Encyclopedia of Native American Religions*, New York, 1992, p. 185; Carl Waldman ed., *Who was who in Native American History*, New York, 1990, p. 241.

- (四) *Encyclopedia*, I, Philadelphia, 1790, pp. 541-547 in Pearce, *op. cit.*, pp. 96-98; Morse, *History of America*, Philadelphia, 1795 in Meek, *op. cit.*, pp. 218-219.

- (五) William Robertson, *The History of America*, London, 1777, I, pp. 282-283 in Robert Berkhof, Jr., *The Whiteman's Indian: Image of the American Indian from Columbus to the Present*, New York, 1978, p. 48.
- 『ロンドン・インディアン叢書』(以下『小柳公羊「チャロニア・ロンドンと歴史の問題」』『北九州大学商経叢集』第三卷第三号(一九八二年一月)二二一-二八頁。

- (六) Morse, *Report*, p. 73.

- (七) Berkhof, *op. cit.*, pp. 42-43.

- (八) Morse, *Signs of Times: A Sermon preached before the Society for Propagating the Gospel ...*, Charlestown, 1810, pp. 67-72; Wilson, "Jedidiah Morse," pp. 285-287.

- (九) *Paroquist* 4(1808-09), pp. 427-428, 5(1809-10), pp. 184-186, 11(1815), pp. 136-138.

- (十) Prucha, *American Indian Policy in the Formative*

- Years: *The Indian Trade and Intercourse Acts, 1790-1834*, Lincoln Neb, 1962, pp. 214-224.
- (11) 文明化資金については、Frucha, *Great Father*, I, pp. 151-154. 尚、モースは諸部族視察旅行の実行をのりつて、ヨーク北部伝道協会からも依頼されていた。Morse, *Report*, p. 11. また、当初モースは一八二〇年春に五大湖地方からシシガン領地、ミズーリからインディアナ、オンタリオ、ペンシルヴェニアを周り、秋に南部を一周する計画だった。しかし、健康上の理由から結局は五大湖地方とカナダ南部を視察するに止まった。Panoplist 16(1820), pp. 189-190. 従って彼の『報告書』は、インディアン担当官や軍隊将校、商人からの伝聞と政府発行の文書に依拠しつつ、当時の入手可能な情報を体系的に整理したものとなっている。但し、五大湖地方を最初の訪問地に選んだのは、教導家族の移植地点を实地に査定する目的からだった。
- (12) Morse, *Report*, p. 79.
- (13) Morse, *Report*, pp. 79-80, Appendix, pp. 290-293. モースはインディアンの文化を無価値なものとして断定したが、言語に関する次の評価はその典型である。「出来る限り早急に、インディアンに彼ら固有の言語を捨てさせよう。無文字であるために、当然何も伝承し得ない言語である。そして、英語を学ばせるのだ。そうすれば直ちに、有用な知識の沃野が彼らに開かれるだろう。」Morse, *Report*, Appendix, p. 400.
- (14) Morse, *Report*, pp. 82-83, Appendix, p. 544.
- (15) Morse, *Report*, pp. 73-74, 78 and 90.
- (16) Morse, *Report*, pp. 84-86.
- (17) Morse, *Report*, pp. 86-87.
- (18) Morse, *Report*, pp. 39-64, 92.
- (19) Morse, *Report*, pp. 75-76, Appendix, pp. 284-290.
- (20) Morse, *The First Annual Report of the American Society for Promoting the Civilization and General Improvement of the Indian Tribes in the United States*, New Heaven, 1824.
- (21) Application of the Board of Commissioners for Foreign Missions for Pecuniary Aid in Civilizing the Indians, March 3, 1824 in *American State Papers*, Indian Affairs, II, pp. 446.
- (22) *Ibid.*, p. 447-448.
- (23) この点については、拙稿「一八三四年インディアン関連立法とインディアン強制移住」『札幌学院大学人文学会紀要』第五二号(一九九二年一月)一七七一〇五頁。また、次も参考に。Philip Weeks, *Farewell My Nation: The American Indian and the United States*, Arlington Heights, Ill., 1990.
- (24) チャロキー族文明化については、William G. McLoughlin, *Cherokees and Missions, 1789-1839*, New Heaven, 1984; do., *Cherokee Renaissance in the New Republic*, Princeton, N. J., 1986. またインディアン文明化と移住の関係については、拙稿「シャクン期インディアン強制移住政策とインディアンインディアン移住と隔離・インディアン文明化・インディアン領地構想」金井・鶴月ほか『常識のアメリカ』歴史のアメリカー歴史の新たな胎動』



ジュエティダイア・モースのインディアン改革計画 (稿月)

(木鐸社、一九九三年)・一五三—一九二頁。

(25) Arrell Morgan Gibson, *The American Indian* :

*Prehistory to the Present*, Lexington Mass., 1980, pp.280-301. 一八一七年一月にアンデル・シヤクソン宛の手紙でモンローは次のように述べている。「狩猟状態ならは未開状態は、文明生活の進歩もその公正な請求地に相応じら土地に比べれば、生活のために非常に広い領土を必要とするのよりもむしろそれを放棄して然るべきである。」 Monroe to Jackson, Oct.5, 1817 in John S. Bassett ed., *Correspondence of Andrew Jackson*, 6 vols., Washington, 1926-1933, II, pp.331-332; report of Senate Committee on Public Lands, Jan.9, 1817, in *American State Papers*, Indian Affairs, II, pp.123-124.

(26) Message of Dec.7, 1824 in James D. Richardson comp., *A Compilation of the Messages and Papers of the Presidents*, 11 vols., Washington, 1897-1917, II, pp.825-826; Special Message of Jan.27, 1825 in Richardson comp., *Messages and Papers*, II, pp.849-851. 分離の論理と統合の論理から一八三〇年強制移住法の成立を考察した研究としては、拙稿「一八三〇年インディアン強制移住法成立過程の一考察—白人社会内の賛否両論の検討を中心として—」『札幌学院大学人文学会紀要』第四八号(一九九〇年一二月)・一三—一五三頁。

(27) Letter from the Hon. Thomas Jefferson, March 6, 1822 in Morse, *The First Annual Report of the American Society* . . . , pp.20-23.

(28) ハーバーの提案を含めて、インディアン領地構想の内容と

変遷については、拙稿「シヤクソン期インディアン領地構想に於いての一考察」『札幌学院大学人文学会紀要』第五三号(一九九三年七月)・二七—五二頁。ハーバー提案に対するエヴァーンズの対応については、John A. Andrew, III, *From Revivals to Removal: Jeremiah Everts, the Cherokee Nation, and the Search for the Soul of America*, Athens Ga., 1992, chap.6.

(29) Art. II, *North American Review*, XVI(1823), pp.39-40.

(30) ケークのヴォンローへの影響については、George A. Schultz, *An Indian Canaan: Isaac McCoy and the Vision of an Indian State*, Norman Okl., 1972, pp.61-62. ミシシッピ川以東における分離=移住・隔離と統合=文明化を一体化したモースのインディアン改革計画は、東部における統合=文明化とミシシッピ川以西への分離を並立させたジェファソン期インディアン政策とミシシッピ川以西への分離=隔離と統合=文明化・領地設立を一体化したシヤクソン期強制移住政策を架橋する性格を持つと考えることもできよう(この移行は、実質的にはモンロー政権下で生じた)。しかし、この点についてはジェファソン期インディアン政策とシヤクソン期インディアン政策双方のさらなる検討を踏まえねばならないと考える。

(札幌学院大学)